

第 6 章 周波数の監理及び無線従事者

第 1 節 周波数の監理

1 概 況

現在、電波は、社会経済活動のほとんどすべての分野に利用され、極めて重要な役割を果たしており、また、身近な日常生活にもなくてはならないものとなっている。

一方、電波は、「周波数スペクトラム」として時間的、空間的に占有性を有する一種の有限な資源である。

すなわち、電磁波のスペクトラムは第 2—6—1 図に示すように、可視光線の領域を超えて宇宙線の領域に至るまで非常に広範囲にわたっている。しかし、このうち、「電波」として無線通信に使用可能な周波数スペクトラムは、最近の技術でもおおむね 50 GHz までの範囲に限られている。

周波数帯別の主な用途は、第 2—6—2 表のとおりである。

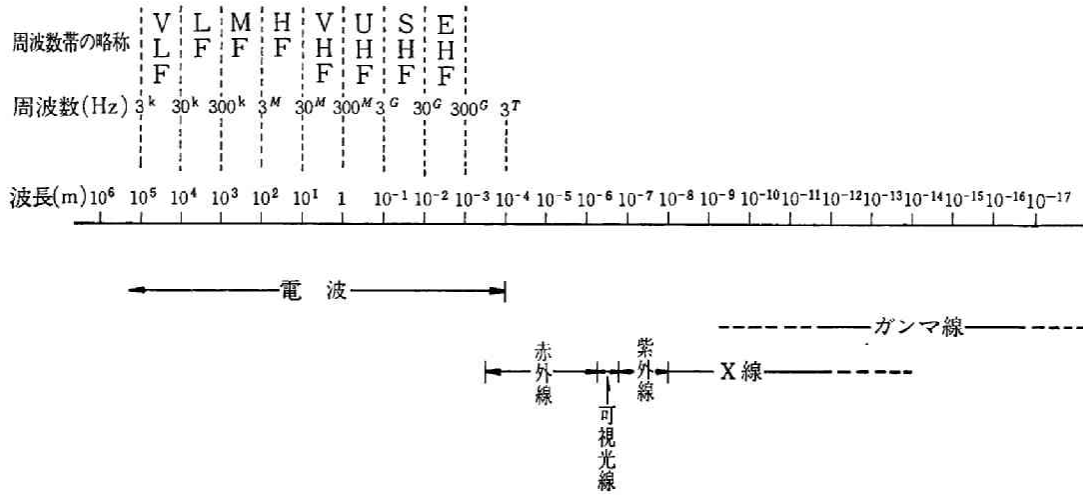
電波に国境なしといわれるように電波は地球を取り巻く宇宙空間を自由に伝搬するので、電波を利用する者が無秩序に周波数を使用するならば、国内はもとより国際間においても相互に混信妨害を生ずることとなる。

このような電波の有限性及び伝搬特性のため、周波数スペクトラムの有効利用を図り、また、世界的な無線通信業務を円滑に行う必要があることから、周波数については、古くから国際的に密な監理が行われ、電波秩序が維持されている。

我が国における周波数の監理は、電波法及び関連法令の規定に基づき、次のような事項を考慮して適切に行うよう努めている。

① 国際電気通信条約及び同附属無線通信規則、国際民間航空条約、海上人

第2-6-1図 電磁波のスペクトラム



第 2—6—2 表 周波数帯別の主な用途

周波数帯	主 要 な 用 途
V L F	オメガ
L F	標準電波 船舶の通信 気象通報 船舶及び航空機航行用ビーコン デッキ
M F	中波放送 船舶遭難通信（電信・電話） ラジオ・プイ ロラン A 船舶及び航空機の通信 標準電波 海上保安
H F	短波放送 国際放送 国際通信 公衆通信 船舶及び航空機の通信 市民ラジオ アマチュア 高周波利用設備 標準電波
V H F	テレビジョン放送 FM放送 国際海上無線電話 沿岸無線電話 警察・消防・救急・国鉄・通運・海上保安・建設・新聞・電力・ガ ス・私鉄・銀行等の移動業務の通信 孤立化防止無線・防災行政無線 等の災害対策の通信 航空機の通信 テレメータ 簡易無線 ポケッ トベル アマチュア
U H F	テレビジョン放送 警察・水防・道路管理・電力・ガス・鉄道等の通 信 公衆通信 防災行政無線 タクシー無線 列車（新幹線）無線 自動車公衆無線電話 気象用ロボット・ゾンデ 航空・気象用レーダ テレメータ 簡易無線 電波天文 衛星通信 気象衛星
S H F	公衆通信用マイクロウェーブ中継 公益・行政通信用マイクロウェ ーブ中継 航空・船舶・気象用レーダ 電波高度計 スピードメータ SHFテレビ（受信障害対策） 衛星通信 衛星放送 電波天文 宇 宙研究
E H F	各種レーダ 簡易型地上通信 各種衛星通信 電波天文 宇宙研究

命安全条約等の周波数に関する国際的な規律に従うとともに国際協調を図ること。

- ② 周波数需要の動向をは握し、周波数の計画的な使用を図ること。
- ③ 円滑な無線通信業務を維持し、かつ、周波数スペクトラムを有効に利用するため、適切な技術的基礎に基づいた周波数の使用を図ること。
- ④ 周波数スペクトラムの開発及び有効利用に関する技術の調査研究を推進すること。

最近の電波利用の拡大に伴い、周波数の需要は著しい増加を示しており、

既に一部周波数帯については国際的にも不足が問題となってきた。特に、我が国は世界一の電波の高密度利用国であり、周波数の一層効率的な使用を図るとともに、ミリ波等の新しい周波数帯について利用開発を進めていく必要がある。

2 周波数分配

周波数帯又は周波数を固定業務、放送業務等の各無線通信業務に対して分配することを周波数分配といい、各国は周波数を使用する場合、国際電気通信条約附属無線通信規則に定める周波数帯分配表に従わなければならない。

なお、特定の業務に対しては世界的な周波数計画が定められており、その主なものは次のとおりである。

- ① 4 MHz～27.5 MHz の海上移動業務の周波数区域分配計画
(1951年制定, 1967年, 1974年改正)
- ② 2.85 MHz～22 MHz の航空移動業務の周波数区域分配計画
(1951年制定, 1966年, 1978年, 1979年改正)
- ③ 第1 / 第3 地域における長・中波放送業務に関する周波数割当計画
(1975年制定)
- ④ 12 GHz 帯放送衛星業務に関する周波数割当計画 (1977 年制定)

我が国では国際分配を基礎とし、これに国内事情を考慮して周波数分配を定めている。

3 周波数割当

(1) 概 要

無線局に周波数を割り当てる場合には、一般に次の事項を考慮して行っている。

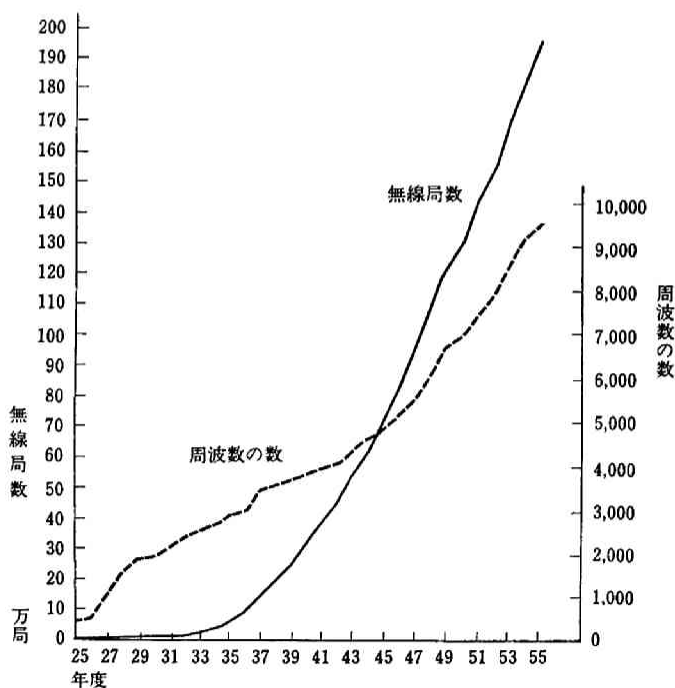
- ① 周波数分配表に従うこと。
- ② 周波数に関する国際的な規律に従うこと。
- ③ 周波数割当計画が定められている場合にはこれに従うこと。

- ④ 周波数の効率的利用を図ること。
 - ⑤ 電波の型式，必要周波数帯幅，伝搬特性，保護すべき電界強度等の電波の技術的特性を考慮し，既設局に有害な混信を与えないようにすること。
- 昭和55年度末現在，割り当てられた周波数の数は，第 2—6—3 図に示すように約 9,400 波に達し，長波帯からマイクロ波帯までほとんどくまなく割り当てられている。

特に，移動業務に適している VHF 帯は，都市部における陸上移動業務及び沿岸無線電話を中心とする海上移動業務の伸びが著しく，VHF 帯の混雑緩和は現在の周波数監理上最も重要な課題の一つとなっている。

また，マイクロ波帯についても，最近は通常のいわゆるマイクロウェーブ

第 2—6—3 図 無線局に対する割り当て周波数の推移



回線のほか、レーダ、気象観測、航空管制等の用途が拡大され、更に宇宙通信の本格化を控え、混雑の度合いはますます高まっております、準ミリ波帯、ミリ波帯の開発が急がれている。

一方、短波帯は従来からその混雑が国際的に大きな問題となっており、最近の国際通信の分野において海底ケーブル、対流圏散乱波通信、衛星通信等の広帯域通信回線が逐次整備されてきているものの、主として開発途上国においては依然として国内・国際通信とも短波に依存するところが多く、また、世界的にも海上移動業務、短波放送業務の分野では、短波の需要が増大していることから、依然として国際的にし烈な需要がある。

(2) 業務別周波数割当の現状

ア. 固定業務

固定業務に分配されている周波数帯は、第2—6—4表に示すとおりである。

(ア) 30 MHz 以下の周波数帯は、10 数年前までは国際通信用として広く使用されていたが、衛星通信、海底ケーブルの導入により国際通信に占める役割は減少の一途をたどり、現在、短波回線が全回線数に占める比率は1%未満にすぎなくなっている。したがって、今後は主として衛星、ケーブルのいずれも使用することが困難な対地向け通信回線用として使用されることとなろう。また、国内通信用としては、市況情報等の同報通信、離島通信、災害対策用の通信、保安用の通信等短波帯の特性を生

第2—6—4表 固定業務用の周波数分配状況

周波数帯	周波数帯幅			
	専用	移動業務用との共用	移動業務用以外の業務との共用	計
0～ 4 MHz	50 kHz	1, 120 kHz	879 kHz	2, 049 kHz
4～ 30 MHz	10, 312 kHz	4, 977 kHz	16 kHz	15, 305 kHz
30～1, 000 MHz	20 MHz	237 MHz	211 MHz	468 MHz
1～ 17. 7 GHz	300 MHz	3, 821 MHz	5, 040 MHz	9, 161 MHz
17. 7～ 40 GHz	—	7. 35 GHz	8. 9 GHz	16. 25 GHz

かした通信回線に使用されている。

- (イ) 30 MHz～1,000 MHz の周波数帯は、中小容量の局地系の通信、災害対策用の通信、音声放送の中継、移動業務における通信所と送受信所間の連絡回線等に割り当てられており、今後もかなりの需要が見込まれている。

しかしながら、この周波数帯は、移動業務に最も適した周波数帯であり、今後とも移動業務に対する需要は増大が予想されることから、固定業務用周波数については可能な限り 1 GHz 以上の周波数帯に移行するなどして移動業務の拡大に対処する必要がある。

- (ロ) 1 GHz 以上の周波数帯は、一般にマイクロ波帯といわれる周波数帯であり、大容量の無線中継方式に適し、公衆通信、テレビジョン放送中継及び公益、治安、行政等の業務の幹線系、支線系の通信網に広く使用されている。また、小容量固定多重回線に 2 GHz 帯で PCM 方式が導入されたことにより、従来 400 MHz 帯を使用していた小容量固定多重回線は、できる限り 2 GHz 帯に移行することとした。このように、この周波数については、我が国は世界有数のマイクロ波利用国といわれるように、高い密度で使用されている。

将来のマイクロ波帯の需要は、情報化の進展とともにデータ通信、画像通信等の新しい通信需要を含め、大幅な増大が予想されているので、今後、空中線の指向性を利用して地域的な周波数の共用を一層図っていくとともに、いわゆる準ミリ波帯の開発あるいは衛星通信の利用を進めていく必要がある。

イ. 放送業務

放送業務に分配されている周波数帯は、第 2—6—5 表のとおりである。

(ア) 標準放送

標準放送は、525 kHz～1,605 kHz の中波の周波数帯を使用している。この周波数帯の割当てについては、LF/MF 帯放送に関する地域主管庁会議（1975 年 ジュネーブ）の協定に基づいて、「標準放送用周波数割

第2-6-5表 放送業務用の周波数分配状況

周波数帯	周波数帯幅		
	専用	共用	計
0～ 4 MHz	1,080 kHz	50 kHz	1,130 kHz
4～ 30 MHz	2,350 kHz	—	2,350 kHz
30～1,000 MHz	384 MHz	170 MHz	554 MHz
1～ 17.7 GHz	—	500 MHz	500 MHz
17.7～ 40 GHz	—	—	—

当計画」を作成して行われており、我が国としては9 kHz 間隔 108 波の割当てを行っている。

(イ) 短波放送

短波帯で放送用に分配されている周波数帯は、3, 6, 7, 9, 11, 15, 17, 21 及び 25 MHz 帯において合計 462 ch (5 kHz 間隔) である。

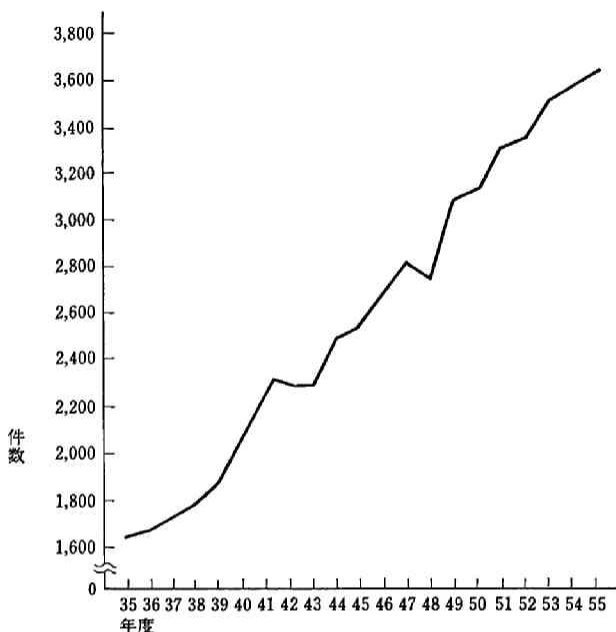
我が国では、国内放送用として6波の割当てを行っているほか、国際放送用として約30波の割当てを行っている。

短波帯の放送業務用の周波数については、附属無線通信規則の規定により、年4回季節別の周波数を IFRB に提出し、IFRB は技術審査と各国間の調整を行い、必要に応じて関係主管庁に勧告を行うこととなっており、この勧告を受けた主管庁は、これを勘案して周波数の割当てを行うという建前がとられている。

しかしながら、第2-6-6図に示すように、世界各国の周波数の使用は逐年増加しており、さらに、最近は各国とも大電力化を図っているために混信は激化の傾向にある。これに対し、1979年に開催された世界無線通信主管庁会議 (WARC-79) において、新たに 13 MHz 帯の分配をはじめとし、周波数の拡大が図られ、合計 780 kHz 幅の追加配分が行われた。これらの使用については、1984年及び1986年に開催が予定されている放送業務に分配されたHF帯の計画化のための世界無線通信主管庁会議によって作成される規定に従うこととなっている。

(ウ) 超短波放送

第 2—6—6 図 短波放送用周波数登録の年度別推移（全世界）



いわゆる FM 放送のための超短波放送用の周波数としては、76 MHz ～90 MHz が分配されており、「超短波放送用周波数割当計画」に従って NHK 及び民間放送に対し割当てが行われている。

(エ) テレビジョン放送

テレビジョン放送は VHF 帯 (90 MHz～108 MHz 及び 170 MHz～222 MHz) の 12 ch, UHF 帯 (470 MHz～770 MHz) の 50 ch 及び SHF 帯 (12.092 GHz～12.200 GHz) の 18 ch を使用し、「テレビジョン放送用周波数割当計画」に従い割当てを行っている。

ウ. 陸上移動業務

陸上移動業務に分配されている周波数帯は、中短波帯からマイクロ波帯まで広範囲にわたっているが、電波の特性上から陸上移動業務に適している周

波数帯は、一般にVHF帯及びUHF帯が中心であり、この周波数帯の割当ての状況は、第2—6—7表のとおりである。

これらVHF帯及びUHF帯の陸上移動業務用周波数帯は、無線局の使用が最も混雑しており、従来から割当周波数間隔の縮小、セルコール方式の採用等による周波数共用、集中基地方式の採用、マルチチャンネル通信方式の導入等による周波数の有効利用を図ってきている。

単一通信路用の周波数帯における周波数間隔の縮小は48年度末に完了し、60 MHz帯では30 kHzから15 kHz間隔へ、150 MHz帯では40 kHzから20 kHz間隔へ、400 MHz帯では50 kHzから25 kHz間隔へ、それぞれ周波数間隔が縮小された。

陸上移動業務では、自動車交通の発達、移動体との間の迅速な通信の確保の要求に伴い、都市部を中心に今後ますます増大の傾向にあるので、VHF帯及びUHF帯について、ち密な割当計画を定めて一層周波数の有効利用を図るとともに、自動車公衆無線電話に800 MHz帯を利用するなど、より高い周波数の利用技術開発が推進され、さらに、GMSK (Gaussian filtered Minimum Shift Keying) 方式、高能率音声処理方式等周波数有効利用につながる技術の適用についても検討が進められている。

エ. 海上移動業務

第2—6—7表 VHF帯及びUHF帯陸上移動業務用の周波数の数

(55年度末現在)

主 な 用 途	V H F 帯 単一通信路	U H F 帯	
		単一通信路	多 重
公 衆 通 信	290	254	90
警 察・消 防・救 急	203	141	30
水防・道路・鉄道・バス	92	48	17
防 災・地 方 行 政	140	33	—
電 力・ガ ス・水 道	66	22	—
新 聞・報 道	61	50	—
タ ク シ ー	—	99	—

第 2—6—8 表 海上移動業務用の周波数分配状況

周 波 数 帯	周 波 数 帯 幅		
	専 用	共 用	計
0～ 4 MHz	110 kHz	1,937 kHz	約 2.0 MHz
4～ 30 MHz	3,850 kHz	2,962 kHz	約 6.8 MHz
30～1,000 MHz	—	146 MHz	146 MHz

海上移動業務に分配されている周波数帯は、第 2—6—8 表のとおりである。

海上移動業務は人命の安全に直接関係のある業務であり、世界的ペースで専用周波数帯が分配されている。また、500 kHz、2,182 kHz 及び 156.8 MHz の周波数は、遭難及び呼出周波数として国際的な保護が与えられている。

(フ) 短波帯の専用周波数帯は、無線電信用と無線電話用とに大別され、割当周波数及び割当基準が国際的に定められている。

現行の分配表では、海上移動業務へは 4, 6, 8, 12, 16, 17, 22 及び 25 MHz 帯で合計 3,850 kHz 幅が分配されているが WARC—79 で新たに専用で 800 kHz 幅及び共用で 158 kHz 幅、合計 958 kHz 幅が追加分配されたので、これらの使用については、1983年及び1988年に開催が予定されている移動業務のための世界無線通信主管庁会議において討議の上、決定されることになっている。

(イ) 154.675 MHz～162.0375 MHz の VHF 帯は、国際海上移動無線電話、沿岸無線電話及び一般海上関係の業務に広く使用されている。

特に沿岸無線電話は、海上交通の発達に伴い需要が急増しており、この需要に対処するために、53 年度には、250 MHz 帯による自動交換方式を導入し、以来順次これに移行することにしており、61 年までには移行を完了する予定である。

(ウ) 我が国においては、漁船の通信は主として専用通信として行われており、操業海域の相違等により、中短波、短波及び VHF 帯の周波数を割

当てているが、遠洋漁業用の短波帯及び小型船舶に対する近距離通信用の26及び27 MHz帯の需要が増大している。

オ. 航空移動業務

航空移動業務は、海上移動業務と同様、人命の安全に直接関連のある業務であり、かつ、著しく国際性を有するので、原則として世界的ベースで専用周波数帯が分配されている。

航空移動業務には、主として民間航空路に沿う飛行の安全に関する通信のための航空移動（R）業務とそれ以外の航空移動（OR）業務の区分がある。

航空移動業務用の周波数分配の状況は、第2—6—9表のとおりである。

ケ) 航空移動（R）業務

航空移動（R）業務専用に分配されている周波数帯の使用に際しては、航空機の安全に関する通信が優先することになっている。また、航空移動（R）業務の使用に関しては、国際民間航空機関（ICAO）において技術基準、国際航空の周波数使用計画等が定められており、我が国でもこれを尊重している。短波帯については、無線通信規則附録第27号に世界的な周波数区域分配計画が定められており、我が国でも、この計画に従って主として遠距離通信用に割当てを行っているが、1978年2月ジュネーブにおいて開催された航空移動（R）業務のための世界無線通信主管庁会議において、SSB方式を基礎とした新たな航空移動（R）業務のための周波数分配計画が無線通信規則附録第27号（改定版）として採択された。この附録第27号（改定版）による割当ては1983年2月1

第2—6—9表 航空移動業務用の周波数分配状況

周 波 数 帯	周 波 数 帯 幅		
	専 用	共 用	計
0～ 4 MHz	405 kHz	215 kHz	620 kHz
4～ 30 MHz	1,515 kHz	1,150 kHz	2,665 kHz
30～1,000 MHz	18 MHz	115 MHz	133 MHz

日から実施されることになっている。

また、空港周辺における管制通信の主力は、現在、高品質の通信が可能な VHF 帯の 118 MHz～136 MHz 帯を使用しており、空港の整備に伴う需要の増大に対処するため割当周波数間隔を 100 kHz から 50 kHz へ縮小した。

(イ) 航空移動 (OR) 業務

航空移動 (OR) 業務には、主として短波帯、138 MHz～142 MHz、235 MHz～328.6 MHz の VHF 帯及び UHF 帯が分配されており、海上保安用、防衛用、新聞・報道用等に使用されている。短波帯については、無線通信規則附録第 26 号に区域分配計画があるが、我が国では SSB 化により周波数の有効利用を図っている。

VHF 帯では現在 50 kHz、UHF 帯では 100 kHz の周波数間隔で割当てを行っている。

カ. 無線測位業務

無線測位業務は、電波の伝搬特性を利用して、位置の決定又は位置に関する情報の取得を行う業務であり、船舶及び航空機の航行のための無線測位を行う無線航行業務、無線航行以外の目的のための無線測位を行う無線標定業務がある。これらの周波数分配の状況は、第 2—6—10 表のとおりである。

(ア) 無線航行業務

第 2—6—10 表 無線測位業務用の周波数分配状況

周波数帯	周 波 数 帯 幅					
	無 線 航 行			無 線 標 定		
	専 用	無線標定との共用	他業務との共用	専 用	無線航行との共用	他業務との共用
0～ 4 MHz	90 kHz	4 kHz	420 kHz	—	4 kHz	885 kHz
4～ 30 MHz	—	—	—	—	—	—
30～1,000 MHz	57.6 MHz	3 MHz	10 MHz	20 MHz	3 MHz	39 MHz
1～ 17.7 GHz	1,493 MHz	1,850 MHz	—	3,795 MHz	1,850 MHz	1,465 MHz
17.7～40 GHz	2.1 GHz	—	0.8 GHz	1.6 GHz	—	1.2 GHz

無線航行用の周波数帯は、短波帯を除く全周波数帯にわたって分配されている。

長・中波帯は、船舶及び航空機の位置決定のシステムのために割り当てられている周波数帯であり、ロラン、デッカ、海上ビーコン及び航空ビーコンに使用されており、また、遠距離の高精度航行システムのオメガに対する割当ても行われている。

30 MHz～1,000 MHz 帯は、主として航空無線航行に割り当てられており、VOR (VHF 全方向無線標識施設)、ILS (計器着陸用施設)、DME (距離測定用施設)、TACAN (UHF 全方向方位距離測定施設)等に使用されている。また、マイクロ波帯は、船舶、航空機、空港監視、航空路監視のレーダ、マイクロ波ビーコン等に割り当てられている。

海上無線航行では、今後、港湾を含む沿岸海域における海上交通のふくそうに対処するため、準ミリ波帯の高精度の監視レーダも実用に供されてきている。

なお、衛星による航行援助システム (NNSS) が既に使用されているが、より正確かつ迅速な位置の決定の必要性に対処するため、更に進んだ衛星を利用した位置決定システムの導入が今後積極的に検討されることとなろう。

(i) 無線標定業務

無線標定業務に分配されている周波数帯は、短波帯を除く全周波数帯にわたっているが、主としてパルス方式のレーダに使用されている。低い周波数帯は、精度は低いが探知距離の長いレーダに、高い周波数帯は、探知距離は短いが高精度の高いレーダにそれぞれ適している。

パルス方式のレーダのほか、航空機、船舶、車両等の位置、速度及び高度の測定用としてCW方式 (接統電波方式) のものも最近増加している。

なお、1,605 kHz～2,495 kHz の中短波帯は、漁業用のラジオ・ブイ

第2—6—11表 気象援助、アマチュア及び標準周波数の各業務用の周波数分配状況

周波数帯	周 波 数 帯 幅					
	気 象 援 助		ア マ チ ュ ア		標 準 周 波 数	
	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用
0～ 4 MHz	—	—	89 kHz	—	10.1 kHz	—
4～ 30 MHz	—	—	2,600 kHz	—	80 kHz	—
30～1,000 MHz	—	12 MHz	—	12 MHz	—	—
1～ 17.7 GHz	—	40 MHz	—	935 MHz	—	—
17.7～ 40 GHz	—	—	—	0.25 GHz	—	—

及び海洋開発等に伴う局所的な精密位置測定システムにも使用されている。

キ. その他の地上業務

気象援助業務、アマチュア業務及び標準周波数業務に分配されている周波数帯の状況は、第2—6—11表のとおりである。

(ア) 気象援助業務

気象援助業務に分配されている周波数帯は、400 MHz 帯の約 12 MHz と 1.6 GHz 帯の 40 MHz であり、ラジオゾンデ用、気象データを伝送するラジオロボット及びロボット中継用に使用されている。

また、最近、公害対策としての下層大気の観測データ及び海洋資源の開発のための海洋気象データの伝送等の需要が増大しつつある。

なお、衛星からの気象観測や衛星を経由する気象観測資料の収集のための気象衛星システムが国際的規模で計画されており、我が国でも52年間に静止気象衛星 (GMS) の打ち上げが行われた。主要な使用周波数は 1.5 GHz～2 GHz 帯である。

(イ) アマチュア業務

アマチュア業務用周波数帯は、1,907.5 kHz から 24.25 GHz までの間において16周波数帯が分配されている。

アマチュア無線は、電波技術の発展あるいは災害時における通信の確

保等に貢献してきており、55年度末現在全国で約47万局の多数の局が運用されている。

(ウ) 標準周波数業務

標準周波数業務に分配されている周波数帯は、短波以下の7周波数帯である。

標準電波は、周波数、時刻、時間間隔の標準を一般に供することを目的とし、我が国では、郵政省電波研究所（小金井市）が管理する標準周波数信号で変調された2.5 MHz、5 MHz、8 MHz、10 MHz及び15 MHzの標準電波が名崎送信所（茨城県三和町）から常時発射されている。

この標準電波は、機器の調整、校正、各種観測、学術研究等に広く利用されている。

(エ) その他

簡易無線業務としては、26 MHz帯に11波、150 MHz帯に9波及び400 MHz帯に10波の個別周波数を定めている。

信号報知業務用としては、半径約1 km以内の狭い地域で専用にするものに対しては26 MHz帯で3波が割り当てられている。

また、一般の利用に供する信号報知業務は、150 MHz帯（アナログ方式）で43年7月にサービスを開始して以来、需要は増加の一途をたどっており、ふくそうした150 MHz帯での増波は困難な状況となったため、新たに250 MHz帯を割当てることとし、逐次150 MHz帯から移行を行っている。250 MHz帯のものはデジタル方式で、1波当たりの加入容量が150 MHz帯のもの3倍（30,000加入）に増大され、56年5月末現在、サービス地域は65地区、加入者数約112万に達している。

なお、61年5月末までには、すべて250 MHz帯になる予定である。

ク. 宇宙無線通信業務

1971年の宇宙通信に関する世界無線通信主管庁会議（WARC-ST）の結果、衛星を使用する無線通信の業務に対して、275 GHzまでの周波数帯で多

くの新しい周波数帯が分配され、また、WARC—79 においては、新しい周波数帯を含め、更に大幅な周波数帯が増加分配された。我が国においても、これらの周波数帯を使った実験用中容量静止通信衛星、実験用中型放送衛星、静止気象衛星等が既に打ち上げられており、将来も通信衛星2号、放送衛星2号等多くの衛星が計画又は検討されている。

現在計画中の衛星系については、計画が確定され次第、順次附属無線通信規則の定めるところにより事前公表の手続を行い、その後、必要なものについて、関係主管庁との間で周波数の割当てに関する調整を行っている。

今後、世界的に衛星系の数は、一段と増加する傾向にあり、宇宙通信に関する周波数割当ても本格化して行くと考えられる。

(ア) 固定衛星業務

固定衛星業務には、2 GHz～275 GHz 帯において計 43,245 MHz が分配されているが、このうち約 11,245 MHz が地上の他の業務と共用となっている。4 GHz 帯及び 6 GHz 帯の各 500 MHz は、インテルサットの国際公衆通信用として世界的に使用されている。

さらに、将来の大幅な需要増に対処するため、インテルサットでは、現在のIV号系衛星より大型で、11 GHz、14 GHz 帯も利用したV号系衛星の打上げを逐次進めている。

また、我が国が52年に打ち上げた実験用中容量静止通信衛星の使用周波数としては 4 GHz、6 GHz 帯のほか、地上系等との干渉等を考慮して、20 GHz、30 GHz 帯の準ミリ波が用いられている。

(イ) 放送衛星業務

1971年の WARC—ST において、放送衛星業務に対して初めて周波数帯が分配されたことを契機として、各国で具体的な放送計画が進められている。我が国においても、12 GHz 帯を使った実験用中型放送衛星が53年に打ち上げられた。

WARC—ST では、12 GHz 帯を他業務との共用で放送衛星業務に分配した。すなわち、11.7～12.2 GHz (第2／第3地域) 及び 11.7～12.5

GHz（第1地域）を固定業務、移動業務（航空移動業務を除く。）、放送業務及び固定衛星業務（第2地域）との共用で分配したわけである。このように複雑な分配との関連で、1977年1月には放送衛星業務の周波数割当計画作成のための世界無線通信主管庁会議（WARC—BS）が開かれた。その結果、第1／第3地域の周波数割当計画が作成された。WARC—BSにおいて、我が国は東経110度の対地静止軌道位置に8波の割当てを受けることとなった。

なお、この割当計画に伴う上り回線の周波数問題については、WARC—79で審議の結果14.5～14.8 GHz及び17.3～18.1 GHzが放送衛星業務の上り回線用として専用に分配され、また、14～14.5 GHz等が固定衛星業務の通信網との調整を条件として放送衛星業務の上り回線に使用できることとなった。

(ウ) 気象衛星業務

気象衛星業務には、400 MHz帯及び1.7～2 GHz帯を中心に周波数帯が分配されている。我が国が52年に打ち上げた静止気象衛星は、衛星からの気象観測や般空機等に設置された通報局からの気象データの収集に利用されており、400 MHz帯及び1.7～2 GHz帯を使用している。

(エ) 海上移動衛星業務

海上移動衛星業務には、1.5～1.6 GHz帯において上り回線及び下り回線用にそれぞれ8.5 MHz幅が分配されている。

米国が海事衛星通信システム（マリサット）を開発し、1976年7月その利用を世界に開放したのを契機に我が国もこのシステムに参加した。一方、海上移動通信を抜本的に改善するため衛星通信技術を導入した国際海事衛星機構（インマルサット）が設立され、1979年7月には、この条約及び運用協定が発効し、1982年2月から運用開始の予定である。さらに、我が国は、国内の海上移動通信用の衛星の研究開発も進めている。

(イ) 宇宙研究業務

宇宙研究業務の周波数帯幅は、WARC—ST の結果、従来の約 4.5 GHz から約 37 GHz と大幅な分配の増加が図られた。特に 40 GHz 以上の周波数帯では、専用で 5 GHz、共用で 29 GHz と、受動用の宇宙研究に大幅な分配が行われている。

我が国では、東京大学及び宇宙開発事業団において、科学衛星、技術試験衛星等の開発が進められているほか、関係機関においても、宇宙研究の分野における各種の衛星の研究が進められており、テレメータ、コマンド等衛星の追跡管制用等に 136 MHz 帯、150 MHz 帯、400 MHz 帯及び 2 GHz 帯が、また伝搬試験、通信実験用にマイクロ波帯及びミリ波帯の割当てが更に必要になるものと考えられる。

(ロ) その他

上記のほか航空移動衛星業務、地球探査衛星業務、無線航行衛星業務、アマチュア衛星業務等に対しても、将来に備えて周波数の分配が行われている。

ケ. 電波天文業務

電波天文業務は、宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学の業務で、周波数の分配は、第 2—6—12 表のとおりである。

我が国では、電波天文業務用に専用に又は優先的に分配した周波数帯を受信する設備であって、一定の基準に適合するものについて指定を行い、受信の保護を行っており、現在、1,400 MHz～1,427 MHz の周波数を受信する

第 2—6—12 表 電波天文業務用の周波数分配状況

周波数帯	周波数帯幅	
	専用	共用
4～ 30 MHz	20 kHz	—
30～1,000 MHz	—	15 MHz
1～ 17.7 GHz	87 MHz	180 MHz
17.7～ 40 GHz	600 MHz	180 MHz

東京天文台の受信設備が指定されている。

(3) 周波数登録の現状

無線局に対し周波数割当てを行うに際し、次の場合、各国は IFRB に周波数の登録通告を行わなければならない。

- ① 当該周波数の使用が他の国の業務に有害な混信を生じさせるおそれがあるとき。
- ② 当該周波数が国際通信に使用されるとき。
- ③ 当該周波数の使用について国際的承認を得ようとするとき。

IFRB は、定められた基準に従って、各国から提出された割当通告を審査する。一定の条件に適合するものは周波数登録原簿に記録され、その周波数割当ての国際的地位が確立されることになる。

55年8月1日現在の周波数の登録状況は、第2-6-13表に示すとおりである。

宇宙無線通信業務の局については、衛星通信系を設定しようとする国は、衛星系に関する主として技術的な情報を運用開始の5年前から IFRB を通じ

第2-6-13表 国際周波数登録状況

(55年8月1日現在)

周 波 数 帯	全 世 界		日 本	
	登 録 件 数	周波数の数	登 録 件 数	周波数の数
10～ 525 kHz	13, 575	1, 543	397	184
525～ 1, 605 kHz	11, 675	410	383	100
1, 605～ 4, 000 kHz	70, 693	4, 854	3, 663	539
4～ 30 MHz	208, 634	19, 925	6, 154	3, 285
小 計	304, 577	26, 732	10, 597	3, 108
30～ 300 MHz	155, 283	14, 557	1, 852	953
300～3, 000 MHz	73, 062	11, 428	1, 186	378
3～ 40 GHz	41, 726	3, 645	368	296
小 計	270, 071	29, 630	3, 407	1, 627
合 計	574, 648	56, 362	14, 004	4, 735

第 2—6—14 表 衛星通信系の事前公表状況

(56年 3 月末現在)

国 名	件 名	国 名	件 数
米 国	149	ブ ラ ジ ル	4
ソ 連	46	イ タ リ ア	3
フ ラ ン ス	34	メ キ シ コ	3
日 本	27	ベ ル ギ ー	2
イ ン ド	12	コ ロ ン ビ ア	2
サウディ・アラビア	8	ナ イ ジ ェ リ ア	2
カ ナ ダ	7	英 国	1
オーストラリア	6	計	319
イ ラ ン	5		
中 国	4		
イ ン ド ネ シ ア	4		

て世界各国に事前に公表する。また、静止衛星系の宇宙局と地球局に対する周波数割当て及び 1GHz 以上で宇宙通信系と地上通信系が同等の権利で分配されている周波数帯を使用する地球局に対する周波数割当ての場合には、登録通告に先立ち、相互に影響があると思われる関係主管庁との間で周波数の調整を行わなければならないことになっている。

48年 1 月 1 日、現行の事前公表制度が実施されてから56年 3 月末までに公表された件数は計 319 件であり、その内訳は第 2—6—14表に示すとおりである。

第 2 節 電波監視等

1 電波監視の内容

電波監視の内容としては、電波利用の秩序を確保するため、発射電波を通じて行う電波の質（周波数偏差、占有周波数帯幅、スプリアス発射の強度）及び運用方法の監査、混信の排除、不法無線局の探査並びに電波の有効利用

を図るための発射状況及び利用状況の調査があるほか、外国主管庁から要請されて行う電波の監視がある。

2 電波の監視結果

52年度から毎年度「不法電波一掃月間」を設定し、期間中、関係機関の協力を得て不法無線局の取締りを強化するとともに、一般市民に対する電波法令に関する知識の普及を図るための広報活動を重点的に実施してきた。

55年度における電波監視の業務別の実施結果は、次のとおりである。

(1) 電波の質及び無線局の運用の監査

監査局数及び違反局数は、第2—6—15表に示すとおりである。過去3年間に於ける違反率をみると、電波の質については、53年度0.07%、54年度0.08%、55年度0.07%であり、無線局の運用については、53年度2.76%、54年度1.42%、55年度2.56%となっている。

また、上記の監査のほか、150 MHz 帯、400 MHz 帯の陸上移動業務の局及び簡易無線局を対象として「通信系を単位とする運用監査」を実施しているが、55年度監査した通信系の数は、10,360件であり、その結果、通信方法の違反等軽微な違反が多く、電波法令違反について行政指導を行ったものは、1,378件でその率は13.3%である。

第2—6—15表 電波の監査状況

周波数帯別	電波の質		無線局の運用	
	監査局数	違反局数	監査局数	違反局数
30 MHz 以下のもの	27,174	23	35,351	1,017
30 MHz を超えるもの	25,064	15	27,732	599
計	52,238	38	63,083	1,616

(2) 混信調査

調査実施件数は、171件で、そのうち固定で実施したもの35件、移動により実施したもの136件であった。

混信調査は、既設無線局等に対する混信妨害の原因を究明して、妨害波を

排除し、無線局等の正常な運用を確保するため実施している調査であって、混信の発生原因は、周波数帯別にみると、短波帯（3,000 kHz～30 MHz）においては外国の無線局、超短波帯（30 MHz）以上の周波数帯において国内の無線局に起因するものが多い。

（3） 不法無線局の探査

不法無線局の摘発局数は、第 2—6—16 表に示すとおりである。

これを周波数帯別にみると、26 MHz～27 MHz 帯が最も多く、次いで 150 MHz 帯、400 MHz 帯の順となっている。

また、用途別には、不法市民ラジオがその約 91% を占めて最も多く、そのほとんどのものが我が国では市民ラジオとして使用することが認められていない多数の周波数を切り替えて発射できる高出力の機器を使用していたものである。

過去 3 年間における不法無線局の摘発局数を年度別に見ると、53 年度 1,715 局、54 年度 3,123 局、55 年度 3,918 局となっている。

昨年度に引き続き、本年度も増加の著しいハイパワー市民ラジオ等の不法無線局の一扫を目指して、9 月に「不法電波一掃月間」を設定するとともに、7 月、11 月及び 1 月に特別監視を実施した。

しかしながら、大型車両等の移動体に開設された不法無線局については、減少しない状況にある。

この対策として、現行の電波法の規定では、無線局を運用したという証拠が得られないと摘発できず、移動体に設置された不法無線局については、特にその立証が困難であることから、電波法の一部を改正して、免許を受けず

第 2—6—16 表 不法無線局の摘発状況

区 分 周波数帯別	摘 発 局 数			
	一般不法局	不法アマチュア局	不法市民ラジオ	計
30 MHz 以下のもの	11	2	3,574	3,587
30 MHz を超えるもの	217	114	—	331
計	228	116	3,574	3,918

に無線局を開設した者に対しても、電波法第110条の罰則が適用されることとなったので、施行日(58.1.1)までに一般国民の間にそごを生じせしめないよう、周知の徹底を図るため、広報活動を行い、広く国民の理解と認識を深める必要がある。

(4) 電波の発射状況調査、利用状況調査等

電波の発射状況調査及び利用状況調査の実施状況は、第2—6—17表に示すとおりである。電波の発射状況調査は、必要とする周波数帯について、そのスペクトルの空間的占有状況をは握し、周波数の効率的な利用を図るために実施している調査であって、無線局の分布状況及び電波の伝搬特性を考慮して、固定及び移動により調査を行っている。

電波の利用状況調査は、特定の周波数を対象として、そのスペクトルの時間的な占有状況をは握し、電波が効率的に利用されているか、また、通信の疎通状況に問題がないかどうかを調査するものであって、固定及び移動により調査を行っている。

調査の対象を周波数帯別にみると、その大部分が超短波帯(30 MHz)以上となっており、特に150 MHz帯及び400 MHz帯が多くなっている。

以上の調査のほか、IFRBからの協力要請に基づく国際監視及び高周波放送専用周波数帯の調査を行っており、その実施状況は、第2—6—18表に示

第2—6—17表 電波の発射状況調査及び利用状況調査の実施状況

実施態様 区分	件数		
	固 定	移 動	計
発 射 状 況 調 査	138	60	198
利 用 状 況 調 査	54	95	149

第2—6—18表 国際監視及び高周波放送専用周波数帯調査の実施状況

項 目 区 分	調 査 波 数	件 数
国 際 監 視	18,638	96
高周波放送専用周波数帯	458	9

すとおりである。

これらの調査の結果は、電波監視業務の計画策定上の資料とするほか、周波数の監理、技術基準の策定等の資料として活用されている。

3 電波障害の防止

近年、電波の利用範囲は著しく拡大しているが、社会の発展に伴い、電波の円滑な利用を妨げる要因も増加している。例えば、家庭用電気器具をはじめ各種電子応用機器の普及に伴い、これらの機器等から発生する不要な電波によって放送その他の無線通信に電波障害を生ずる例が多い。また、市民ラジオやアマチュア無線局の増加に伴い、近隣のテレビジョン放送の受信等に

第 2—6—19 表 電波障害原因別処理件数

原因別		区分	処理件数	比率
建造物		ビル	19,946	25.4%
		送配電線	6,160	7.8
		鉄道・道路・橋	1,954	2.5
無線局		アマチュア無線局	3,175	4.0
		市民ラジオ	16,173	20.6
		その他	574	0.7
高周波利用設備		547	0.7	
ブ	ース	ター	2,615	3.3
電気雑音		送配電線	3,588	4.6
		自動車・鉄道	806	1.0
		受信機の不要ふく射等	407	0.5
		回転機器	908	1.1
		接点機器	3,322	4.2
		照明機器	467	0.6
その他	1,569	2.0		
その他の障害源			1,703	2.2
原因不明			14,768	18.8
合計			78,682	100.0

対する電波障害も多発している。さらに、最近高層建築物の増加により、特に大都市を中心に、ビル陰障害や反射障害のいわゆる都市受信障害が急増している。

このような事情にかんがみ、放送の受信及び無線通信に対する電波障害を防止し、電波の円滑な利用を図ることを目的として、関係省庁、放送事業者、その他の関係団体によって構成される電波障害防止協議会が設置されており、電波障害の防止に関する思想の啓もう、防止措置の指導、調査等を行っている。55年度において同協議会が取り扱った電波障害の原因別処理件数は、第2—6—19表のとおりである。

また、このような状況の下で増え続けているテレビジョン放送等の受信障害に関する苦情等の申告に対して、適切かつ円滑な処置を行うため、55年9月から、地方電波監理局及び沖縄郵政管理事務所に、受信障害対策官（沖縄郵政管理事務所においては、受信障害担当官）を設置し、申告の一元的な受け付け・処理を行う体制をとっている。

第3節 無線従事者

無線局の無線設備の運用、保守、管理は、電波の属性及び無線局に割り当てられた電波の有効かつ能率的な使用を図る見地から、専門的な知識技能を有する者が行う必要がある。このため、無線設備の操作は、原則として一定の無線従事者の資格を有する者でなければ行ってはならないこととしている。

我が国の無線従事者制度は、明治40年、政府によって、第一級無線通信士の養成が行われたのが初めてである。昭和25年電波法の制定施行の結果、無線従事者資格制度は一大変革を遂げ、無線従事者の資格は、無線通信士、無線技術士、特殊無線技士及びアマチュア無線技士に分類されるとともに、試験制度が現行のように整備された。

第 2—6—20 表 無 線 従 事 者

資格別 区 別		無 線 通 信 士							無 線	
		第一級	第二級	第三級	小計	航空級	電話級	小計	計	第一級
申 請 者 数		3,950	2,401	3,730	10,081	2,348	4,750	7,098	17,179	6,975
子 備 試 験	棄 権 者 数	839	123	231	1,193	—	—	—	—	867
	免 除 者 数	1,606	1,594	1,636	4,836	—	—	—	—	3,911
	受 験 者 数 A	1,505	684	1,863	4,052	—	—	—	—	2,197
	合 格 者 数 B	396	377	862	1,635	—	—	—	—	618
	合 格 率 (%) B/A	26.3	55.1	46.3	40.6	—	—	—	—	28.1
本 試 験	受 験 有 資 格 者 数	2,002	1,971	2,498	6,471	2,348	4,750	7,098	—	4,529
	棄 権 者 数	790	447	653	1,890	624	1,139	1,763	—	1,212
	受 験 者 数 C	1,212	1,524	1,845	4,581	1,724	3,611	5,335	—	3,317
	合 格 者 数 D	129	142	191	462	582	1,217	1,799	—	501
	合 格 率 (%) D/C	10.6	9.3	10.3	10.1	33.7	33.7	33.7	—	15.1
全 科 目 免 除 者 数		32	61	203	296	—	—	—	—	32

(注) 航空級及び電話級無線通信士，特殊無線技士並びにアマチュア無線技士につ

国家試験施行状況

(55年度)

技術士		特殊無線技士	アマチュア無線技士							合計
第二級	計		第一級	第二級	小計	電信級	電話級	小計	計	
11,880	18,855	13,754	3,407	11,842	15,249	8,589	159,189	167,778	183,027	232,815
1,462	2,329	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5,583	9,494	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4,835	7,032	—	—	—	—	—	—	—	—	—
934	1,552	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19.3	22.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6,517	11,046	13,754	3,407	11,842	15,249	8,589	159,189	167,778	183,027	—
1,740	2,952	2,440	1,360	4,691	6,051	3,307	53,939	57,246	63,297	—
4,777	8,094	11,314	2,047	7,151	9,198	5,282	105,250	110,532	119,730	—
494	995	5,658	692	2,366	3,058	2,117	44,937	47,054	50,112	—
10.3	12.3	50.0	33.8	33.1	33.2	40.1	42.7	42.6	41.9	—
3	35	—	—	—	—	—	—	—	—	331

いては予備試験，本試験の区別がない。

1 無線従事者の種別

無線従事者は、無線通信士（5資格）、無線技術士（2資格）、特殊無線技士（6資格）及びアマチュア無線技士（4資格）の4種別に分かれ、その免許は、無線設備の操作に必要な知識及び技能について行う国家試験に合格した者及び郵政大臣が認定した養成課程（特殊無線技士又は電信級若しくは電話級アマチュア無線技士のものに限る。）を修了した者であって、一定の条件に適合したものに与えられることになっている。

無線局には、特にその必要がないと認められる場合を除き、無線従事者がその操作範囲に従ってそれぞれ配置されている。

2 無線従事者国家試験施行状況

55年度における無線従事者国家試験施行状況は、第2—6—20表のとおりである。前年度と比較すると、申請者数（全科目免除者を含む。）は、総数で1.9%増加している。

その資格別内訳は、無線通信士が4.2%、無線技術士が10.6%、特殊無線技士が6.7%それぞれ減少しているが、アマチュア無線技士が4.7%増加し、年々増加する傾向である。

なお、57年度からは電波法を改正し、民間の指定試験機関に電話級アマチュア無線技士の資格に係る国家試験事務を行わせることとなった。

3 免許付与状況

55年度における免許付与数は14万834名で、その資格別内訳は、第2—6—21表のとおりである。これを前年度と比較すると無線通信士は252名、無線技術士は21名、アマチュア無線技士は6,667名それぞれ増加し、特殊無線技士は、3,247名減少しているが、総数においては、3,693名増加している。

第2-6-21表 無線従事者資格別免許付与数

(55年度)

資 格 別		付 与 数
無線 通信 士	第一級無線通信士	129
	第二級 "	222
	第三級 "	376
	航空級 "	460
	電話級 "	1,480
計		2,667
無線 技術 士	第一級無線技術士	469
	第二級 "	528
計		997
特殊 無線 技術 士	レ 一 ダ	9,999
	無 線 電 話 甲	8,664
	" 乙	29,923
	" 丙	1,534
	多重無線設備	3,313
	国内無線電信	90
計		53,523
アマ チュ ア無 線技 術士	第一級アマチュア無線技術士	695
	第二級 "	2,378
	電信級 "	3,413
	電話級 "	77,161
計		83,647
合 計		140,834

4 無線従事者数

55年度末現在における無線従事者数は 188 万 1,007 名で、その資格別内訳は第 2—6—22表の示すとおりである。

第 2—6—22 表 無線従事者数

(55年度末現在)

資 格 別		従 事 者 数
無線 通信 士	第一級無線通信士	11,598
	第二級 "	13,678
	第三級 "	26,216
	航空級 "	15,383
	電話級 "	36,710
計		103,585
無線 技術 士	第一級無線技術士	11,028
	第二級 "	20,423
	計	31,451
特 殊 無 線 技 士		840,595
アマ チュ ア無 線	第一級アマチュア無線技士	8,596
	第二級 "	35,308
	電信級 "	58,512
	電話級 "	802,960
	計	905,376
合 計		1,881,007

5 学校等の認定

予備試験等の免除のための学校等の認定制度は、昭和36年2月に始められ、55年度末現在認定されている学校等の数は122校で、その内訳は第2—6—23表のとおりである。

第2—6—23表 認定学校等一覧表

(55年度末現在)

区 別	認 定 学 校 数	認 定 部 科 数								計	
		無 線 通 信 士						無 線 技 術 士			
		第 一 級		第 二 級		第 三 級		第 一 級	第 二 級		
		予 備 英 語	予 備 英 語 通 信 術	予 備 英 語	予 備 英 語 通 信 術	予 備 英 語	予 備 英 語 通 信 術	予 備	予 備		
大 学	53	1	2						100		103
短 期 大 学	6	1		4	2					14	21
高 等 専 門 学 校	17				3					18	21
高 等 学 校	25			1	4	12	20				37
専 修 学 校	10	1		2	2				4	19	28
各 種 学 校	2			1						1	2
職 業 訓 練 校	6				1		6				7
そ の 他	3						1			2	3
計	122	3	2	8	12	12	27		104	54	222

6 無線従事者の養成課程の実施状況

55年度において実施された養成課程は1,875件で、その内訳は第2-6-24表に示すとおりである。これを前年度と比較すると、件数において57件、履修者数において5,133名、修了者数において5,074名の増加となっている。

第2-6-24表 無線従事者の養成課程の実施状況

(55年度)

資格 別	特 殊 無 線 技 士							アマチュア無線 技士			合計
	レー ダ	無 電 甲	線 電 乙	線 電 丙	線 電 話	多 重 線 設 備	国 内 無 線 電 信	小 計	電 信 級	電 話 級	
実施 件 数	245	216	639	24	50	2	1,176	45	654	699	1,875
履 修 者 数	8,695	8,015	27,057	939	2,072		13,467	1,656	38,340	39,996	86,787
修 了 者 数	8,652	7,922	26,961	919	1,950		12,466	1,530	34,182	35,712	82,128